

みんなの掲示板

人口の動き

(前月比)

※令和4年3月末時点

総人口 2,473人 (-15)

男性 1,236人 (-12)

女性 1,237人 (-3)

うち外国人人口

34人 (±0)

世帯数 1,194世帯 (-1)

死亡事故ゼロの日

2,331日 (3月末時点)

税金

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です。

鶴居村軽自動車税(種別割)は地方税法及び鶴居村税条例に基づき、令和4年4月1日において鶴居村内に定置する軽自動車を所有する方が鶴居村に納める税金です。

軽自動車税(種別割)は、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)を所有する方に対して課税されます。

4月2日以降に他市町村へ転出された場合でも、その年度は鶴居村へ納めていただくこととなります。また、年度途中に廃車されても、その年度は課税されます。また、軽自動車税(種別割)は年税ですので、税金の月割り還付はありません。

年金

納期限(令和4年5月31日)までに納付をお願いします。

●問合せ先

役場住民生活課税務係

☎0154-64-2113

農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。経営主だけでなく、夫婦や後継者みなさんで加入することをおすすめしています。

●農業者の方なら広く加入できます。

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どなたでも加入できます。

●少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。毎年度の積立・運用の状況は農業者年金基金から全ての加入者に個人ごとにお知らせします。これまでの運用実績は制度発足以降、令和2年度までの19年間の平均運用利回りで年2.97%となっています。

●保険料は自由に決めることができます。

保険料は月額2万円〜6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

●終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

●税制面の優遇措置があります。

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)も非課税です。

●保険料の国庫補助があります。

2万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあ

ります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

●問い合わせ先

村農業委員会事務局

☎0154-64-2114

牛乳消費拡大

牛乳消費拡大PR事業「輝(ひかり)のしずく(滴)」プロジェクト始動

生乳生産者をはじめとした酪農乳業関係者は、生乳を「一滴」もこぼさずに処理することが共通の認識であり、生乳廃棄などの危機的状況を回避するため、全ての関係者が全力を尽くす覚悟で牛乳の消費拡大に取り組んでいます。

村では、こうした状況を広く地域や住民のみなさまに理解していただき、共通の認識をもつてこの正念場を乗り切り、未来ある、希望に満ちた光り輝く酪農振興を目指して、「輝のしずく(滴)」プロジェクトを立ち上げました。

このプロジェクトでは、村商工会や観光協会をはじめ、村を代表する主要な団体にもご協力いただき、独自の牛乳消費拡大PR事業を推進していきます。

●問合せ先 村産業振興課

☎0154-64-2114

その他

畑・採草放牧地の賃借料情報の提供について

農地法及び農業経営基盤強化法に基づき令和3年度の賃借料水準を提供します。

鶴居村賃借料情報(令和3年度集計)

●畑・採草放牧地 単位：円(10a当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	筆数
雪裡地域	2,900	5,300	900	208
幌呂地域	2,700	4,600	1,000	190
久著呂地域	2,300	3,100	900	26

着任 鶴居駐在所に坡下恒基警部補が

4月1日付けで、坡下恒基警部補が着任しました。(前任地：帯広警察署)
●坡下警部補から一言

「色々な活動を通じて、地域の方々と交流を深めていきたいです」



はもと こうき
坡下 恒基
警部補
(帯広市出身)

役場新規採用職員を紹介します

4月1日付けで3名が役場職員として採用されましたので紹介します。



長岡 翼
総務課
情報推進係
兼管財係



小玉聖壘斗
産業振興課
商工観光係



川村 公基
総務課
主任専門員
(再任用)

村派遣職員の紹介

4月1日付けで、北海道との職員派遣制度により1名が着任しましたので紹介します。



澤井 亨欣
産業振興課
参事

「村長への手紙」の回答について

・手紙の内容

今冬は、早朝から鹿を駆除する銃声に驚かされる事が度々ありました。美しい村鶴居村は豊かな自然の中で丹頂や鹿、鳥たちと人が共に生きる環境を作ってこそ、真の美しい村と言えるのではないのでしょうか。共に生きる方法を模索して欲しいと思います。

・村の回答

近年、エジシカによる農林業被害が急激に増加し、北海道が主体となつて計画的に頭数の管理を進めてきておりますが、鶴居村を含めた北海道東部のエジシカの生息数は過密状態にあります。

その結果、釧路湿原では植生の荒廃がみられ、丘陵地においては樹皮剥ぎによる樹木の枯死や地表植生の

裸地化による土壌侵食等が確認されており、また、村内における野生動物による農林業被害額は令和2年度で8,346万円となり、年々被害額は増加傾向にあります。村としては、多種多様な動植物が共存する環境の維持と農林業被害の防止を行う観点から、取組みの一つとして捕獲活動を維持していきたいと考えております。

一方、捕獲以外の取組として、電気柵の設置などで農林業被害を軽減することのほか、野生動物にとつて餌となる人間活動で発生する誘引物の管理や除去など、人と動物の環境の住み分けに努める必要があります。このことは、行政の対応だけではなく、十分であり、村民皆様のご協力によって達成される対策であります。

村としても、引き続き関係機関などと連携しながら、対応に注力していきます。

鶴居文芸

凍原社4月句(俳句)

老木の幹一輪の花力	ミヤノ
花や花釧路の花見すつと先	ちえこ
小さき手握りて散歩母子草	公子
ひさびさの色ある花や今朝の庭	春夢子
花吹雪ざわめき起きる野立席	和子
職卒業花束に泌む四十年	紀代子
クワッカスこぼるるばかり花ざかり	恒子